

構造改革特区計画（新旧対照表）

新	旧
<p>構造改革特別区域計画</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <div data-bbox="225 737 1442 1493" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮城県は、東北の中核都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には産業経済活動のグローバル化に伴い、地域経済を支える産業も国際間・地域間の厳しい競争下におかれている。</p> <p>本県の一人あたりの県民所得はおよそ261万円で全国的には31位に位置し（平成18年県民経済計算年報）、産業別就業者の割合は第一次産業が6.3%（平成17年国勢調査）、第二次産業が23.8%（同）、第三次産業が69.9%（同）となっている。中でも第三次産業の就業の割合は全体の約7割となっており、これは全国的に見ても高い。</p> <p>また、情報化という観点から全国に目を向ければ、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の進展により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネットワークが実現に向かいつつあり、その流れは本県でも例外なく及んで来ている。</p> <p>このような状況にあるため、本県では情報化社会の変化や課題を見据えた上で、産業全体の活性化につながる施策展開が求められている。</p> </div>	<p>構造改革特別区域計画</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <div data-bbox="1492 737 2709 1493" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮城県は、東北の中核都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には産業経済活動のグローバル化に伴い、地域経済を支える産業も国際間・地域間の厳しい競争下におかれている。</p> <p>本県の一人あたりの県民所得はおよそ256万円で全国的には32位に位置し（平成16年県民経済計算年報）、産業別就業者の割合は第一次産業が6.3%（平成17年国勢調査）、第二次産業が23.8%（同）、第三次産業が69.9%（同）となっている。中でも第三次産業の就業の割合は全体の約7割となっており、これは全国的に見ても高い。</p> <p>また、情報化という観点から全国に目を向ければ、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の進展により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネットワークが実現に向かいつつあり、その流れは本県でも例外なく及んで来ている。</p> <p>このような状況にあるため、本県では情報化社会の変化や課題を見据えた上で、産業全体の活性化につながる施策展開が求められている。</p> </div>

そのため、本県では、平成13年度に「みやぎIT戦略」「宮城県IT戦略推進計画」を策定して以降、平成16年3月に「宮城県IT戦略推進計画Ⅱ」の策定を経て、平成18年11月に「宮城県IT推進計画」を策定するなど、これまでITを活用したさまざまな施策を進めてきた。

また、平成21年2月には「宮城県IT推進計画」の推進期間が満了することを受けて、これまでの県の情報化に関する戦略・計画における成果と課題を基に、本県のIT施策を体系的に取りまとめた行動計画（アクションプラン）であるとともに、県政運営の基本的な指針として平成19年3月に策定した「宮城の将来ビジョン」の着実な実行を支える計画として、「宮城県IT推進計画Ⅱ」を策定した。

本計画は、「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活の利便性の向上」、「地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」、「人材育成の強化」、「県内全域高度情報通信サービスの実現」の重点6分野、96プロジェクトからなり、重点分野の一つとして「人材育成の強化」を掲げている。

さらに、宮城県の産学官全体としての共通の取組みをまとめたものとして、産学官の関係者が連携して、共通の数値目標を初めて掲げ、その目標達成に向け期限と具体的な道筋を示し、役割分担を明確にした上で、協働で取り組む「情報産業振興戦略」を平成18年11月に策定した。当戦略においては、情報産業の振興を図る上で、人の育成は最も重要であるとの認識のもと、即戦力の育成と業務獲得につながる実効性の高い人材の育成を主眼として、産学官一体となって「人材育成」に取り組むものとしている。

特にIT技術者の育成については、すべての産業の下支えをするIT産業の競争力を高めるという観点から、最も重要な基盤として注力し、初中級レベルから高度技術者まで広範に体系化を図りながら、取り組んでいるところである。

具体的には、以下のような施策を実施している。

・学校教育現場における情報教育環境の充実を図り、学校・発達段階に応じた学習や交流を行いながら、子どもたちの情報リテラシー（情報活用能力）向上や情報モラル教育を推進する「みやぎICT教育推進事業」

・県内の学生を対象にしたカーエレクトロニクス関連の技術者育成機関である「みやぎカーインテリジェント人材育成センター」

・理工系学科を持つ大学や高専、関連企業との連携により、学生や企業の若手技術者を対象に組込みシステム技術者を養成するみやぎ組込み人材養成プロジェクト

・県内企業の技術力・競争力の向上を図るため3次元CAD・CAEなどIT活用のための研修等を実施するみやぎ高度電子ものづくり人材育成事業

また、仙台圏を中心に集積度の高い情報通信関連の教育研修機関においては、基礎から応用にいたる幅広いレベルの教育・訓練が行われている。

このように本県では人材育成の強化に力を注いでいるところであるが、本県の一層の産業活性化を図るためには、産業の支柱であるIT産業の競争力を高めることが喫緊の課題であり、そのためにもIT人材の育成を支援するための様々な施策展開が求められている。

そのため、本県では、平成13年度に「みやぎIT戦略」「宮城県IT戦略推進計画」を策定して以降、平成16年3月に「宮城県IT戦略推進計画Ⅱ」を策定し、これまでITを活用したさまざまな施策を進めてきた。

また、平成18年度には「宮城県IT戦略推進計画Ⅱ」の計画期間満了を受けて、ITを取り巻く様々な動きや急速に進展する高度情報通信ネットワーク社会に対応するとともに、「みやぎの将来ビジョン」の着実な実行を支える計画として位置づけ、本県のIT施策推進のための新たな行動計画となる「宮城県IT推進計画」を策定した。

本計画は、「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活に関する情報化の促進」、「ITによる地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」、「人材育成の強化」、「県内全域ブロードバンドサービスの実現」の重点6分野、80プロジェクトからなり、重点分野の一つとして「人材育成の強化」を掲げている。

さらに、宮城県の産学官全体としての共通の取組みをまとめたものとして、産学官の関係者が連携して、共通の数値目標を初めて掲げ、その目標達成に向け期限と具体的な道筋を示し、役割分担を明確にした上で、協働で取り組む「情報産業振興戦略」を平成18年11月に策定した。当戦略においては、情報産業の振興を図る上で、人の育成は最も重要であるとの認識のもと、即戦力の育成と業務獲得につながる実効性の高い人材の育成を主眼として、産学官一体となって「人材育成」に取り組むものとしている。

特にIT技術者の育成については、すべての産業の下支えをするIT産業の競争力を高めるという観点から、最も重要な基盤として注力し、初中級レベルから高度技術者まで広範に体系化を図りながら、取り組んでいるところである。

具体的には、以下のような施策を実施している。

・将来の高度IT技術者となる人材の発掘と教育を行う「みやぎデジタルアカデミー」

・ITを活用した「人づくり」、「学校づくり」、「連携づくり」による創造性豊かな人づくりに取り組む「みやぎIT教育推進構想」（平成16年3月策定）

・高度IT技術者の養成を推進する「東北テクノロジーセンター」

その中でも、「東北テクノロジーセンター」では、高度IT技術者を養成するために、データベースやプログラミング言語、ネットワークについての研修などを行い、地域関連企業等との緊密な連携により人材育成機関として定着化が図られ、県内企業からは好評を得ている。

また、仙台圏を中心に集積度の高い情報通信関連の教育研修機関においては、基礎から応用にいたる幅広いレベルの教育・訓練が行われている。

このように本県では人材育成の強化に力を注いでいるところであるが、本県の一層の産業活性化を図るためには、産業の支柱であるIT産業の競争力を高めることが喫緊の課題であり、そのためにもIT人材の育成を支援するための様々な施策展開が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県における当計画の意義としては、以下4点がある。

(1) IT人材育成の施策体系の強化

本県では、IT人材育成を最も重要な基盤として注力し、「みやぎデジタルアカデミー」、「東北テクノロジーセンター」などを活用したIT人材育成の施策を実施してきたが、当該特例措置を活用することにより、本県のIT人材育成の施策体系の更なる強化が期待できる。

(2) IT人材の裾野拡大

基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。

これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められていることから、当該特例措置を活用することは、受験者の負担を軽減し、受験機会が増加することになり、IT関連企業への就職を目指す学生等の増加が予想され、本県におけるIT人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

(3) 地域の情報処理教育の更なる促進

本県では、学都として知られている仙台を抱えている地域的特性上、多くの俊秀を育てる風土が根ざしており、県内の情報処理関係の学校においては、受験生一人一人の能力・個性を大切にするカリキュラムを設定して授業を行っており、一定の成果として、当該特例措置の対象としている基本情報技術者試験の合格者数が、全国で15位に位置している（「平成20年度春期・秋期情報処理技術者試験」独立行政法人情報処理推進機構）。

今回、基本情報技術者試験の午前試験科目の免除を受けるためには、受験生が経済産業大臣による基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を修了したことができると確認されることが必要であり、その結果、各学校のカリキュラムや指導内容等がより精査されることにより、合格率、合格者数双方の向上に向けて、県内における情報処理教育の一層の充実が図られることが期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県における当計画の意義としては、以下4点がある。

(1) IT人材育成の施策体系の強化

本県では、IT人材育成を最も重要な基盤として注力し、「みやぎデジタルアカデミー」、「東北テクノロジーセンター」などを活用したIT人材育成の施策を実施しているが、当該特例措置を活用することにより、本県のIT人材育成の施策体系の更なる強化が期待できる。

(2) IT人材の裾野拡大

初級システムアドミニストレータと基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。

これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められていることから、当該特例措置を活用することは、受験者の負担を軽減し、受験機会が増加することになり、IT関連企業への就職を目指す学生等の増加が予想され、本県におけるIT人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

(3) 地域の情報処理教育の更なる促進

本県では、学都として知られている仙台を抱えている地域的特性上、多くの俊秀を育てる風土が根ざしており、県内の情報処理関係の学校においては、受験生一人一人の能力・個性を大切にするカリキュラムを設定して授業を行っており、一定の成果として、当該特例措置の対象としている初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格者数が、それぞれ全国で14位、15位に位置している（「平成18年度秋期情報処理技術者試験」独立行政法人情報処理推進機構）。

今回、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験科目の免除を受けるためには、受験生が経済産業大臣による初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を修了したことができると確認されることが必要であり、その結果、各学校のカリキュラムや指導内容等がより精査されることにより、合格率、合格者数双方の向上に向けて、県内における情報処理教育の一層の充実が図られることが期待される。

(4) 「宮城県 I T 推進計画Ⅱ」に掲げる目標の実現

本県の I T 関連計画の中心となっている「宮城県 I T 推進計画Ⅱ」では、「人材育成の強化」及び「県内全域高度情報通信サービスの実現」という施策を基盤に「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活の利便性の向上」、「地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」の4つのプロジェクトをからめて実施している。

今回、当該特例措置を活用して「I T 人材の裾野拡大」という地域の課題を克服することにより、I T 人材養成の体系的な戦略の充実・強化が図られることから、「宮城県 I T 推進計画Ⅱ」の目標である「県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる安全・安心な地域社会の創造」及び「I T 化による県内産業構造の変革、I T 関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」の達成に寄与することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「みやぎ情報産業人材育成特区」は、「I T 化による県内産業構造の変革、I T 関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」を図るため、その基盤となる I T 人材の育成と強化を目指すものである。

そのため、地域の情報処理の教育力を高め（民間活力の活用）、下記の具体の目標（基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴う若年 I T 人材を輩出し、雇用のニーズに対応し、地域の活性化を図るものである。

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による若年 I T 人材の輩出

今回の当該特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率、合格者数双方の向上が見込まれ、その目標値は全国平均より上を目指す。

また、今回の当該特例措置より、県内はもちろんのこと、高度 I T 技術者の卵である優秀な学生達が、他県、特に東北地方から本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが見込まれ、その結果、県外出身と県内出身の学生が互いに切磋琢磨をすることなどにより、本県から多数の優秀な若年 I T 人材の輩出が可能となる。

なお、平成 20 年度春期・秋期の基本情報技術者試験における本県の合格率は 20.3% であり、全国平均は 22.1% となっている。

(2) 産業の情報化・I T 関連産業の集積の実現

(省略)

(4) 「宮城県 I T 推進計画」に掲げる目標の実現

本県の I T 関連計画の中心となっている「宮城県 I T 推進計画」では、「人材育成の強化」及び「県内全域ブロードバンドサービスの実現」という施策を基盤に「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活に関する情報化の促進」、「I T による地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」の4つのプロジェクトをからめて実施している。

今回、当該特例措置を活用して「I T 人材の裾野拡大」という地域の課題を克服することにより、「I T 人材養成の体系的な戦略の充実・強化」が図られることから、「宮城県 I T 推進計画」の目標である「県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し」、「創造・発信ができる地域経済の創造」、「I T 化による県内産業構造の変革、I T 関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」の達成に寄与することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「みやぎ情報産業人材育成特区」は、「I T 化による県内産業構造の変革、I T 関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」を図るため、その基盤となる I T 人材の育成と強化を目指すものである。

そのため、地域の情報処理の教育力を高め（民間活力の活用）、下記の具体の目標（初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴う若年 I T 人材を輩出し、雇用のニーズに対応し、地域の活性化を図るものである。

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による若年 I T 人材の輩出

今回の当該特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率、合格者数双方の向上が見込まれ、その目標値は全国平均より上を目指す。

また、今回の当該特例措置より、県内はもちろんのこと、高度 I T 技術者の卵である優秀な学生達が、他県、特に東北地方から本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが見込まれ、その結果、県外出身と県内出身の学生が互いに切磋琢磨をすることなどにより、本県から多数の優秀な若年 I T 人材の輩出が可能となる。

なお、平成 19 年度春期の初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験における本県の合格率はそれぞれ 25.0% 及び 22.3% であり、全国平均はそれぞれ 31.0% 及び 22.9% となっている。

(2) 産業の情報化・I T 関連産業の集積の実現

(省略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果  
(省略)

8 特定事業の名称

(削除)

- ・修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144、1146））

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

**【産業の情報化、情報産業等の集積促進】**

(1) 研究開発の支援

(省略)

(2) 市場開拓の支援

(省略)

(3) ITを活用した産業の振興

インターネットを活用した観光・食産業・グリーンツーリズムの積極的な情報発信を行い、需要の拡大や誘客活動を推進し、県内各地域の産業振興を図るもの。

- ・インターネット等による戦略的観光情報の発信
- ・食の総合サイト「食材王国みやぎ」の充実
- ・食材データベース構築による食材セールス基盤の整備
- ・農山漁村を舞台にした多様なツーリズムの情報受発信

(4) IT関連企業立地・集積の促進

(省略)

(5) 地元IT企業成長・創業支援

(省略)

(削除)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果  
(省略)

8 特定事業の名称

・修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143、1145））

- ・修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144、1146））

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

**【産業の情報化、情報産業等の集積促進】**

(1) 研究開発の支援

(省略)

(2) 市場開拓の支援

(省略)

(3) ITを活用した産業の振興

地域産業の振興を図るために、情報提供の充実やITを活用した経営革新など、産業分野での情報化を促進するもの。

- ・インターネット等による戦略的観光情報の発信
- ・みやぎ食MBCネットプロジェクトの推進
- ・食材データベース構築による食材セールス基盤の整備
- ・農山漁村を舞台にした多様なツーリズムの情報受発信

(4) IT関連企業立地・集積の促進

(省略)

(6) 地元IT企業成長・創業支援

(省略)

(7) IT技術者の養成

高度IT人材育成の継続とともに、就労に結びつける取組を行っている。

- ・東北テクノロジーセンター運営事業（高度IT技術者の養成）

【人材育成の強化】

(1) 情報教育環境の整備

高度情報通信ネットワーク社会に対応する人材を育成するため、子どもたちの情報リテラシーの育成や情報モラル教育の推進を図るとともに、情報教育環境の基盤整備及び教員のIT活用指導力の向上を推進し、ITの活用による子どもたちの学力向上を図るもの。

- ・みやぎICT教育推進事業
- ・教育研修センターの情報教育研修の充実
- ・宮城県学習情報ネットワーク（みやぎSWAN）の整備・運用

(2) 障害者に対する情報バリアフリー化の促進

障害のある方々の研修や就労支援などを引き続き進めていくもの。

- ・障害者就労等IT研修の実施
- ・ちゃれんじど情報塾の開催

(3) 県民の情報リテラシー向上

高度情報通信ネットワーク社会に適応した県民生活を実現するため、関係機関との連携により、地域の情報化をリードする人材の育成を支援するとともに、県民の継続的な情報リテラシーの向上を促進するもの。

- ・IT講習等の開催支援
- ・(削除)
- ・みやぎ県民大学（生涯学習講座）の実施
- ・みやぎ障害者ITサポートセンターの運営
- ・ちゃれんじど情報塾の開催
- ・(削除)
- ・母子家庭等就業支援講習会の実施

(4) ネットワークセキュリティ対策の強化

(省略)

(5) IT人材の育成・確保支援

高度情報通信ネットワーク社会に対応する多様な人材を育成・確保するため、産学官の連携による人材育成のネットワークを構築するとともに、質の高い高度IT人材の育成・確保を図るもの。

- ・みやぎカーインテリジェント人材育成センターの運営
- ・みやぎ高度電子ものづくり人材育成事業の推進
- ・みやぎ組込み人材養成プロジェクトの推進

【人材育成の強化】

(1) 情報教育環境の充実

ITを活用して、創造豊かな子どもたちを育てるとともに、学校の情報教育環境の整備をすすめるもの。

- ・みやぎIT教育推進事業
- ・教育研修センターの研修の充実
- ・宮城県学習情報ネットワーク（みやぎSWAN）の充実

(2) 障害者に対する情報バリアフリー化の促進

障害のある方々の研修や就労支援などを引き続き進めていくもの。

- ・障害者就労等IT研修の実施
- ・みやぎちゃれんじど情報塾の開催

(3) 県民の情報リテラシー向上

高度情報通信ネットワーク社会に適応した豊かな県民生活を実現するため、県民のITの利活用能力の向上を促進するもの。

- ・IT講習（利活用技能）の実施
- ・情報モラルと情報セキュリティ意識の醸成
- ・みやぎ県民大学（生涯学習講座）の実施
- ・みやぎ障害者ITサポートセンターの運営
- ・みやぎちゃれんじど情報塾の開催
- ・みやぎUPプログラムの実施
- ・母子家庭等就業支援講習会の実施

(4) ネットワークセキュリティ対策の強化

(省略)

(5) IT技術者の養成

高度情報通信ネットワーク社会に対応できる専門的な人材を育成することにより、企業活動におけるITの活用を促進し、地域産業の育成及び活性化を図るもの。

- ・みやぎデジタルアカデミーの開催
- ・東北テクノロジーセンター運営事業（高度IT技術者の養成）

新	旧
(削除)	<p>別紙1</p> <p><b>1 特定事業の名称</b>  <u>1131 (1143, 1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免  開設事業</u></p> <p><b>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</b></p> <p>(1) <u>講座の開設者</u>  <u>学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校</u>  <u>所在地：宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3-1</u></p> <p>(2) <u>修了認定に係る試験の提供者</u>  <u>財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男</u>  <u>所在地：東京都千代田区九段北4-2-25私学会館別館</u></p> <p><b>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</b>  <u>構造改革特別区域計画が認定された日</u></p> <p><b>4 特定事業の内容</b></p> <p>(1) <u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u>  <u>「2007 AD午前対策講座-A」</u>  <u>「2007 AD午前対策講座-B」</u>  <u>別添資料1・別添資料2「履修計画」参照</u></p> <p><u>認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独  立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対  応することとする。</u></p> <p>(2) <u>修了認定の基準</u>  <u>当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取  得するための試験「文部科学省後援情報検定（J検）情報活用試験 1級」を受験し合格するこ  とにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了  認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当  該試験を実施し財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定  する。また、IPAが提供する問題を使用して修了認定にかかる試験を実施した場合はIPAの</u></p>

定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

「2007 AD午前対策講座-A」および「2007 AD午前対策講座-B」については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供する。また、IPAの審査の結果適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して実施する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

修了認定にかかる試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

上記に定める事項の他、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあつてはIPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報活用試験

試験科目 1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

	出題分野	出題項目
1	情報と情報の利用	(1) データと情報
		(2) 情報の表現方法
		(3) 情報の活用、情報処理の手順
		(4) 情報の収集と発信
		(5) 情報の管理
2	パソコンを利用したシステム	(1) パソコンシステムとその環境
		(2) オペレーティングシステム
		(3) ファイルシステム
		(4) パソコン関連機器とインタフェース
3	ネットワークの利用	(1) 情報通信ネットワークの概要
		(2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア
		(3) モバイルコンピューティング
		(4) ネットワーク上のパソコンの管理
4	情報ネットワーク社会への対応	(1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識
		(2) 社会におけるコンピュータの利用

別紙 1 - 1

1 特定事業の名称  
(省略)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
(省略)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
(省略)

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「2007 FE 午前対策講座-A」

「2007 FE 午前対策講座-B」

別添資料 1・別添資料 2「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準  
(省略)

(3) 修了認定に係る試験の実施方法  
(省略)

		(3) 知的財産権
5	情報セキュリティ	(1) ネットワークセキュリティ
		(2) コンピュータセキュリティ

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通知識を免除するものである。

別紙 2 - 1

1 特定事業の名称  
(省略)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
(省略)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
(省略)

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「2007 FE 午前対策講座-A」

「2007 FE 午前対策講座-B」

別添資料 3・別添資料 4「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準  
(省略)

(3) 修了認定に係る試験の実施方法  
(省略)

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目  
(省略)

**5 当該規制の特例措置の内容**

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに係る業務に関する共通的基础知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙1-2

(省略)

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目  
(省略)

**5 当該規制の特例措置の内容**

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙2-2

(省略)